

I 策定方針 (令和8年9月時点)

1. 第3次総合計画策定の趣旨

令和10年3月をもって「小美玉市第2次総合計画」の計画期間が満了を迎えることから、新たに「小美玉市第3次総合計画」を策定します。

近年は、物価の高騰や国際情勢の変化、デジタル化の進展など、社会経済を取り巻く環境は急速に変化しています。市は、こうした変化を踏まえつつ、人口減少・少子化対策や未来を担う子どもの教育などの地域課題に丁寧に向き合うことが求められます。

このため、「第3次総合計画」は、これまでの成果と課題を検証するとともに、基礎的調査、市民意見等を総合的に整理し、地方版総合戦略や教育振興基本計画等を合わせて、本市の将来像やまちづくりの方向性を一体的に示す計画として策定します。

2. 計画の位置づけ

(1)総合計画

本市においては、総合計画が担う役割の重要性に鑑み、総合計画をまちづくりの最上位計画として位置づけ、「小美玉市自治基本条例」第13条において総合計画の策定を義務づけています。

小美玉市自治基本条例 第13条

市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想及びその実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定しなければならない。

2 市は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

(2)まち・ひと・しごと創生総合戦略

本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条第1項に基づくまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定し、以下の内容を定めます。

●まち・ひと・しごと創生に関する目標

●まち・ひと・しごと創生に関し、市が講ずべき施策に関する基本的方向

●上記2項に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関し、市が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(3)教育大綱・教育振興基本計画・生涯学習推進計画・スポーツ推進計画

本計画の教育委員会所管部分をもって、本市における以下の計画とします。

●「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づく教育大綱

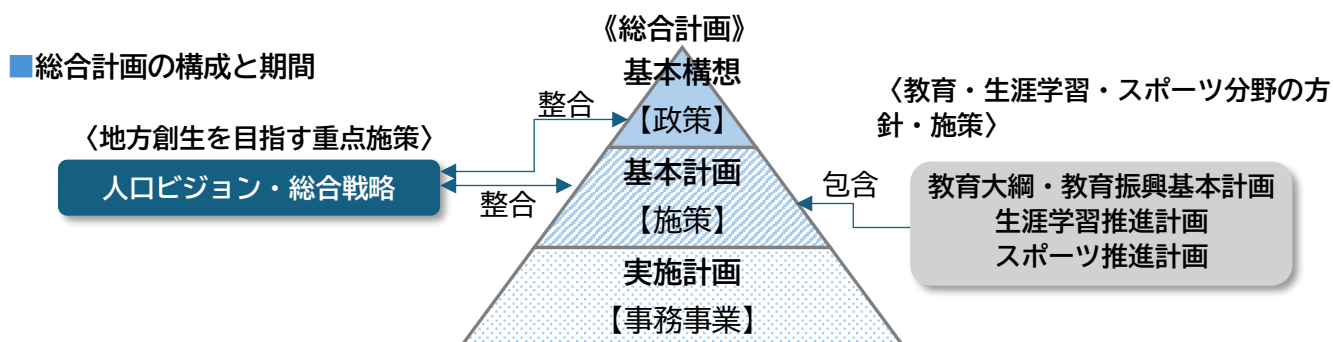
I 策定方針

- 「教育基本法」第 17 条第 2 項に基づく教育振興基本計画
- 生涯学習推進計画（任意計画）
- 「スポーツ基本法」第 10 条に基づくスポーツ推進計画

3. 計画の構成と期間

第3次総合計画は、従来と同様に「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成し、それぞれが「政策」、「施策」、「事業」を示すものとします。

- (1) 基本構想：策定から 20 年を展望し、本市が目指すべき将来像と方向性を示します。
- (2) 基本計画：基本構想に基づき、分野ごとの施策を示します。1 期 5 年とします。
- (3) 実施計画：3 年を計画期間とし、事業進捗等を踏まえて毎年ローリング方式で見直します。
- (4) その他
 - ・人口ビジョン・総合戦略：地方創生を目指すための重点施策として、基本構想や基本計画（第 1 期）と整合を図り、一体的に策定します。
 - ・教育大綱・教育振興基本計画、生涯学習推進計画、スポーツ推進計画：教育・生涯学習・スポーツ分野の方針や施策を示すものとして、基本計画（第 1 期）に包含し、一体的に策定します。

[illegible]

4. 第3次総合計画の策定方針

(1) 20年先の未来を展望し、本市の長期的なビジョンを示す最上位計画とします

- 人口減少に伴う構造的な課題に対応するため、国道6号バイパス整備や個別施策計画に基づく公共施設の大規模更新など、超長期的な視点を要する事業を軸に据え、令和10年度から29年度までの20年間を計画期間とする基本構想を策定します。
- 市政運営・まちづくり方針全般を網羅し、各分野の個別計画を統括する最上位計画とします。

(2) 人口減少・少子化対策となる地方版総合戦略を、重点施策として位置づけます

- 将来ビジョンの達成に向けて、人口減少・少子化対策である地方版総合戦略や人口ビジョンを重点施策として位置づけ、総合計画と一体的に策定します。
- 市民一人ひとりのウェルビーイング※1向上のため、幸福度に関わる客観的指標を活用し、これからも暮らし続けたいと思える地域づくりを推進します。
- 地域活力の維持・向上に向け、子育てしやすい環境づくりや移住・定住促進、交流・関係人口の拡大、地域経済の活性化につながる取組を強化します。

(3) 子どもの成長を重視し、教育・生涯学習・スポーツ分野の計画と一体的に策定します

- 子どもの成長を重視し、教育・生涯学習・スポーツ分野の計画（教育大綱、教育振興基本計画、生涯学習推進計画、スポーツ推進計画）を基本計画（第1期）に位置づけ、一体的に策定します。
- 教育・生涯学習・スポーツを通じて、年代を問わず、地域を担う人材の育成と地域の学びの循環を促進し、シビックプライドの醸成を図ります。

(4) 市民参加・参画を広げ、共につくる「共創のまちづくり」を進めます

- 策定過程において、市民が参加・参画し、地域と行政が共に考える場を積極的に設けます。
- 計画内容を分かりやすく表現するなど工夫し、市民と行政がまちづくりの方向性を共有できるよう理解促進を図ります。
- 多様な主体との協働を進め、地域課題の共有と解決に向けた取組を共に推進します。

(5) 社会経済情勢の変化や新たな課題に対応し、市民の安心と暮らしを守ります

- 社会経済情勢の変動を踏まえ、柔軟に対応できるよう、施策を示す基本計画は5年間とします。
- 自然災害や感染症など多様なリスクに備え、強靱で安全なまちづくりを目指します。
- デジタル化の進展を踏まえ、自治体DX※2を推進し、行政サービスの利便性と効率性を高めます。

(6) 計画の実効性を高め、進行管理と評価を通じて着実に推進します

- 総合計画及び連動する個別計画の進行管理が効果的に運用できるよう、評価・改善の仕組みを整備し、行政評価（PDCAサイクル）との連動性を高め、計画の実現性と実効性を確保します。
- 計画の進捗状況を分かりやすく公表し、市民と共有しながら着実に推進します。

※1.ウェルビーイング（Well-being）…自分らしく、心身ともに健康で充実した暮らしを実感できる状態。

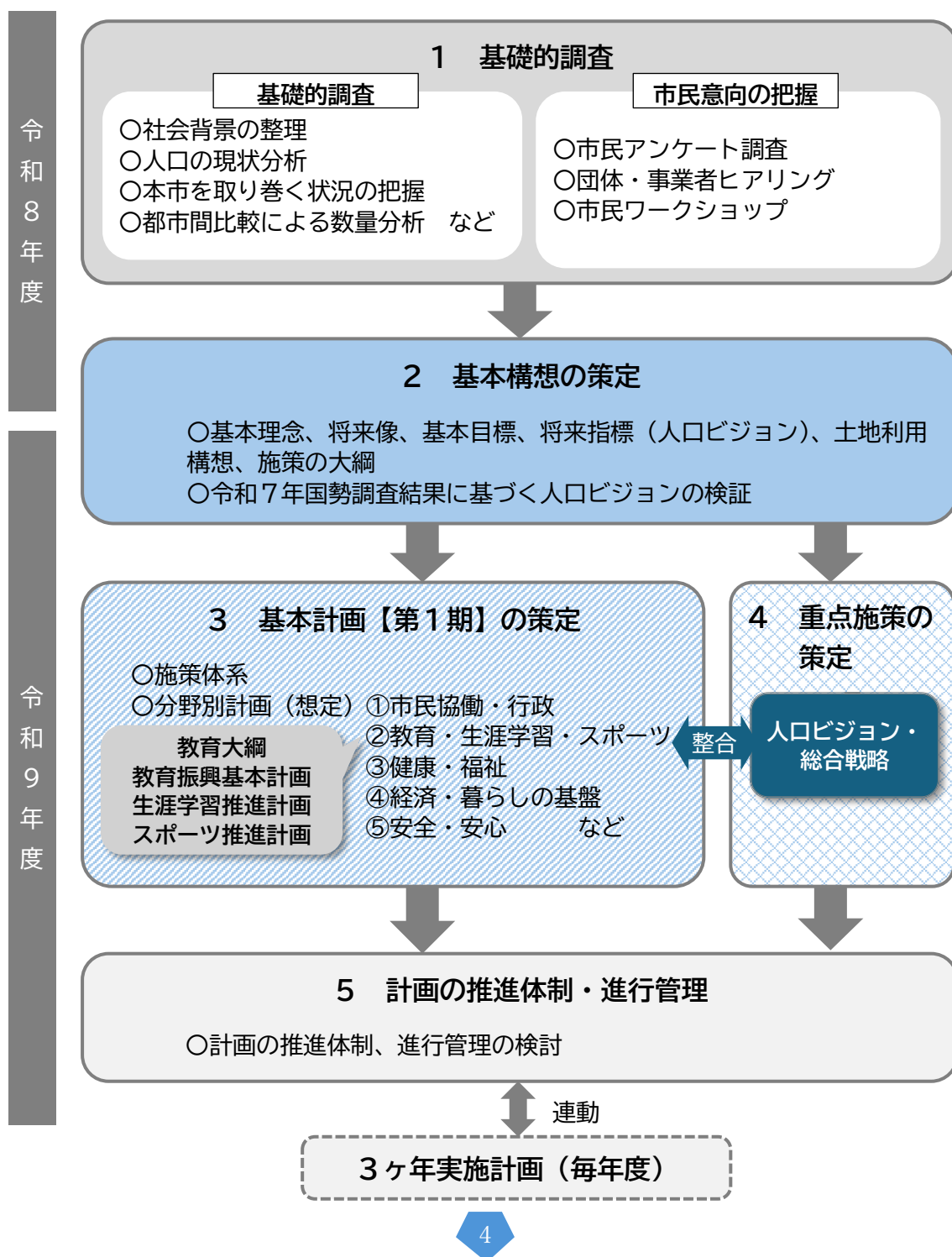
※2.自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）…地方自治体がデジタル技術やデータを活用し、住民サービスの利便性向上や、行政の業務効率化を図る取り組み。

5. 総合計画策定の進め方

令和8年度は、社会背景や人口の現状などの基礎的調査を行うとともに、市民意向調査や団体・事業者ヒアリング、ワークショップなどから市民意向を把握し、本市の長期ビジョンとなる基本構想の骨子を策定します。

令和9年度は、基本構想をもとに、基本計画や重点施策を策定します。また、計画の推進体制や進捗管理について、3ヶ年実施計画との連動を図り、実現性や実効性の高い計画を目指します。

■第3次総合計画策定の流れ



6. 策定体制

本市の総合計画は、市民と行政が共に未来を描く「共創」の姿勢を大切にし、策定を進めます。

市民の幅広い意見・提案を把握し、計画に反映するため、市民アンケートやヒアリング、パブリックコメント、ワークショップなどを実施します。

庁内では、職員ワークショップや達成度調査、各課原案調査を通じて現状を的確に把握したうえで、実効性の高い計画づくりを進めます。

■第3次総合計画の策定体制

